

# 秋田県トライアスロン協会規約

2020年2月23日 制定

2021年2月28日 一部改正

2022年2月20日 一部改正

## 1章 総則

### 1条 (名称)

本協会は、秋田県トライアスロン協会「略称 AAA」と称する。

### 2条 (目的)

本協会は、日本トライアスロン連合及び秋田県スポーツ協会の加盟団体として、秋田県のトライアスロン競技の健全な普及発展を図るとともに、個人の健康、体力維持増進と相互の親睦を図ることを目的とする。

### 3条 (事業)

本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 トライアスロン競技会、講習会等の企画、実施。
- 2 トライアスロン競技会に対する協力と支援。
- 3 トライアスロンクラブの育成と交流。
- 4 トライアスロンに関する会報、刊行物の発行。
- 5 その他本協会の目的を達成するために必要な事業。  
(国体等選手等派遣及び各大会等審判員派遣等)

### 4条 (事務局)

本協会の事務局は会長の在籍地におくが、必要があればその事務局を他におくことができる。

### 5条 (会員)

本協会は、本協会の趣旨に賛同し、加盟した個人・団体等をもって組織する。  
本協会は第2条の目的に賛同するもので構成する。

## 2章 役員

### 6条 (役員)

本協会には次の役員をおく。

- |   |      |     |
|---|------|-----|
| 1 | 会長   | 1名  |
| 2 | 副会長  | 若干名 |
| 3 | 理事長  | 1名  |
| 4 | 副理事長 | 若干名 |
| 5 | 理事   | 若干名 |
| 6 | 事務局長 | 1名  |
| 7 | 監事   | 若干名 |

#### 7条（会長、副会長）

会長及び副会長は理事会の決定によりこれを推薦し、総会で承認する。会長は本協会を統括代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

#### 8条（理事長・副理事長・理事）

理事長・副理事長・理事は総会で選出する。理事長・副理事長は理事の中から互選により選出し、理事長は理事を統括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。理事長を補佐し理事は本協会の一般業務を遂行する。

#### 9条（監事）

監事は理事会の決定により委嘱される。監事は本協会の事業及び会計を監査する。

#### 10条（事務局長）

事務局長は理事会で選出する。事務局長は一般業務の事務処理を行う。

#### 11条（任期）

会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 12条（解任）

役員は次の各号の一に該当したときは理事の3分の2以上の議決により解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められたとき。
- 2 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

### 3章 総会

#### 13条（総会）

- 1 総会は毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認める場合には臨時に開催することができる。召集が不可能な場合、文書による議案提出、郵送（及びメール）による投票とすることができる。
- 2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって成立する。ただし書面をもって予め意思を表明した者は出席者とみなす。郵送（及びメール）による投票の場合も同様とする。
- 3 総会では次の事項を審議・決定する。
  - （1）役員選出
  - （2）事業計画と事業報告の承認
  - （3）予算、決算
  - （4）その他必要事項

## 4章 理事会

### 14条 (権限)

理事会では次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

### 15条 (召集)

理事会は毎年総会の前後に開催し、理事長が必要と認めた場合は臨時に開催する。これらは会長が召集する。

### 16条 (議事)

理事会は理事の3分の2以上の出席により成立する。(委任状含む)役員は理事でなくても理事会に出席し、それぞれの資格で意見を述べるができる。

## 5章 経理

### 17条 (会計年度)

本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

### 18条 (経費)

本協会の経費は次のもので支弁する。

- 1 会費 (登録料)
- 2 事業収入
- 3 寄付金その他の収入

### 19条 (登録料)

会計年度につき一人3,000円とする。但し、5人以上のメンバーによるチームまたは団体登録の場合は2,500円とする。また、審判限定会員は0円とする。

高校生会員は一人1,000円、ジュニア会員(小中学生)は一人300円とする。

## 6章 付則

### 20条 (規約改定)

本規約の条項は、理事会において理事の3分の2以上(委任状含む)の出席があり、その過半数の議決により改定することができる。

### 21条 (細則)

この規約に定めるほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

### 22条 (施行期日)

本規約は2020年4月1日から施行する。